

# 定 款

株式会社 オ ハ ラ

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社オハラと称し、英文では OHARA INC.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 光学ガラス製品の製造・加工および販売
2. オプトエレクトロニクス用製品の製造・加工および販売
3. 電子用ガラス製品の製造・加工および販売
4. セラミックス製品の製造・加工および販売
5. 石英ガラス製品の製造・加工および販売
6. エネルギー関連製品の製造・加工および販売
7. 環境関連製品の製造・加工および販売
8. その他特殊ガラス製品の製造・加工および販売
9. 上記各号に関連する附帯事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を神奈川県相模原市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7,600万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
  - 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

- 第 10 条 当社の株主の権利の行使に関する手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第 11 条 当社は、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項の外必要があるときは取締役会の決議により予め公告した一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者を、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

### 第 3 章 株主総会

(招 集)

- 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 1 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
- 2 株主総会は、本店の所在地およびその隣接地のほか、東京都区内において招集する。

(招集権者および議長)

- 第 13 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付

する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 17 条 株主総会の議事録は、会社法第 318 条の定めに従って作成し、会社に保存する。

#### 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の人数)

- 第 18 条 当会社の取締役は 12 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 19 条 取締役は、株主総会で選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 取締役が欠員になっても法定の人数を下回らない場合には補欠取締役の選任を行わないことができる。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 21 条 代表取締役は、若干名を取締役会の決議により選定する。
- 2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
- 2 代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会および取締役会の決議)

第 23 条 取締役会は法令または定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定する。

2 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役)

第 26 条 取締役会の決議により、相談役を置くことができる。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事録は、法令の定めに従い作成し、出席した取締役および監査役が署名もしくは記名押印または電子署名した上、会社に保存する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の人数)

第 31 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任)

- 第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査役が欠員になっても法定の人数を下回らない場合には補欠監査役の選任を行わないことができる。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

- 第 34 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会および監査役会の決議)

- 第 36 条 監査役会は、法令または定款に定める事項のほか監査役の職務の執行に関する事項を決定することができる。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。
- 2 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役全員の過半数をもって行なう。

(監査役会の議事録)

- 第 37 条 監査役会の議事録は、法令の定めに従い作成し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名した上、会社に保存する。

(監査役会規則)

- 第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

- 第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

- 第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。

(配当金等の除斥期間等)

第46条 剰余金の配当が金銭で行われる場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払い配当金には利息をつけないものとする。

1951年 5月 1日	一部変更
1951年 12月 20日	一部変更
1955年 12月 19日	一部変更
1962年 9月 25日	一部変更
1966年 12月 16日	一部変更
1972年 6月 20日	一部変更
1974年 12月 17日	一部変更
1980年 1月 22日	一部変更
1982年 8月 17日	一部変更
1983年 1月 18日	一部変更
1985年 4月 16日	一部変更
1994年 1月 28日	一部変更
2002年 1月 31日	一部変更
2003年 1月 31日	一部変更
2004年 1月 29日	一部変更
2005年 1月 28日	一部変更
2006年 1月 27日	一部変更
2007年 1月 30日	一部変更
2007年 5月 1日	一部変更
2009年 1月 29日	一部変更
2016年 1月 28日	一部変更
2019年 1月 30日	一部変更
2023年 1月 26日	一部変更